

旧薬事法が改正医薬品医療機器

法として昨年12月17日施行されました。改正のポイントは、①検査命令・

販売停止命令の対象物品について、従来の「指定薬物と疑われる物品」

に加え、「指

定薬物と同等

以上の毒性を

持つ疑いがある物品」にも拡大した

②販売停止命令を受けた物品を官報で告示し、全国一律で販売・広告

を禁止することで、ネット販売にも

網をかぶせることが可能になった③

改正医薬品医療機器法施行

ネット上の指定薬物などについて、プロバイダーは損害賠償責任を負わずに削除が可能になった——ことです。

しかし、危険ドラッグの密造業者は、成分を少しずつ変えるものや、

ネットで注文を受ける宅配業者もいて、誰でも危

険ドラッグを入手できる状況は変わっていません。合法や安全という言葉を信用せず、薬物に手を出すのは絶対によめま

しょう。

防犯一口メモ